議会改革特別委員会調査報告書

平成26年9月 議会改革特別委員会

議会改革特別委員会調査報告書

1 設置目的及び調査研究事項

「失われた20年」という言葉で象徴的にあらわされるように、1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、我が国は長期的な不況にあえいできた。袖ケ浦市においても、この傾向は同様であり、高水準にあった市税は減少を続け、「財政豊かな袖ケ浦市」の面影はすでになく、昨年9月に市は「持続可能な財政構造確立のための集中的取組み」を打ち出さなければいけない状況となっている。

このように、地方公共団体においては、社会状況の変化を敏感に感じ取り、自己改革を絶えず行っていかなければならない。議会においても、同様の努力は当然に必要であり、市議会は、どの様な改革が必要であるかを真摯に検討するため、平成24年12月に議会改革特別委員会を設置し、次の事項について調査研究を行うこととしたところである。

- (1) 議会のするべき改革事項についての調査研究
 - ・議員定数・報酬、その他についての調査研究
- (2) 議会基本条例についての調査研究

2 特別委員会設置の経緯

本市議会における議会改革の取組みについては、昭和60年の本会議映像の庁舎内配信から始まり、以下の項目について改革を実施してきた。

項目	実施時期	内容
本会議映像の本庁	昭和60年 9月	本会議の映像を本庁舎内のテレビに放映
舎内への放映		を開始。執行部席すべてにマイクを取り付
		ける。
議会ホームページ	平成11年10月	市のホームページの一部に議会ホームペ
の開設		ージを開設した。
一般質問における	平成14年 9月	一般質問は1人1時間で再質問2回までと
一問一答方式の導		いう制限を見直し、1回目の質問は登壇
入		し、2回目以降は質問席で一問一答方式
		で行う形にした。質問時間は1人30分以
		内。
議員定数の見直し	平成14年12月	議員定数を28人から26人に削減した。
会議録のインターネ	平成15年 7月	平 成 1 2 年 以 降 の 会 議 録 をインター ネット
ット公開		で公開し、検索できるようにした。
議員定数の見直し	平成16年 9月	議員定数を26人から24人に削減した。
議会 だよりのホーム	平成18年 4月	平成16年5月1日号以降の議会だよりを
ページでの公開		PDFデータにし、ホームページで公開し
		た。
本会議映像のライ	平成18年 6月	本会議の映像をDVDに録画し、ライブラリ
ブラリー化		一化した。
本会議映像の行政	平成18年 9月	長浦及び平川の各行政センターのテレビ
センターへの配信		に本会議の映像を配信。その他の公共施
		設 (小中学校、保育所、幼稚園を除く。)
		はパソコンに本会議映像の配信を開始し
		た。
本会議映像のイン	平成 18年 9月 	議事録連動型の映像検索システムを導
ターネット公開	T + 10 T 11 D	入し、インターネット公開を開始した。
審議会等への議員	平成 1 8 年 1 1 月 	法律で定められたものを除き、審議会等
参画の見直し		の委員として議員が参画しないことを決定
举人士 / ·° · ·		した。
	平成19年 6月	議会運営委員会決定後の会期日程や議
の随時更新 		決後の結果一覧を速やかにホームページ
大人様の母悪味像		に掲載するようにした。
本会議の録画映像	平成 2 0 年 6 月 	議事録連動型の映像検索システムは議
の配信		事録が出来上がってからの公開となるたり、
		め、録画映像配信方式に変更した。

議決結果一覧の賛	平成20年 9月	議決結果一覧に全員賛成、賛成多数等
否概況表示		の賛否状況の概況を併記した。
議員個人別の賛否	平成21年12月	議案に対する議員個人別の賛否状況の
状況の公開		公開を開始した。
費用弁償の見直し	平成22年 4月	本会議・委員会に出席する場合の費用
		弁償の支給(定額 1,500 円)を取りやめ
		<i>た</i> 。

これらを踏まえ、さらに議会改革を推し進めるため、平成23年12 月、議会改革のための勉強会を設置し、本市が今後、議会改革として取り組むべき項目を洗い出すとともに、県内市議会の議会改革の取組状況について調査した。

平成24年8月をもって議会改革勉強会は終了したが、議会改革に取り組むべき必要性については、議員全員の共通認識となり、今後も検討を続ける原動力となった。

3 調査の経過

(1) 議会改革特別委員会の調査状況報告について

議会改革特別委員会では、議会の基本的な理念を理解し、本市議会が目指すべき議会の方向性を追究することが改革の前提となると考え、平成25年2月6日に第1回目の委員会を開催して以降、23回にわたり委員会を開催し、現状の把握と問題点の抽出、議会のあり方、方向性等について議論を交わした。

具体的な取組みとしては、「議員定数・議員報酬」、「広報・広聴」、「議会の強化運営」及び「議会基本条例」について、問題点の絞込みを行い、調査研究・協議を行ってきた。

また、この間、行政視察、研修会の開催など、様々な取組みを行ってきた。その取組みの中で、議員間討議は試行ではあるが、各常任委員会で実施することとなった。

会議開催等の経過

回数	開催日	内容
第1回	平成25年 2月 6日	(1)委員会のスケジュールについて 過去の議会改革の取組み内容、議会改革勉強会 (H24.1~H24.8)の経緯等を確認後、委員会の進め 方について協議し、現状の問題点の抽出、先進地 との比較を行い、具体的な進め方を検討していく こととした。 また、勉強会、行政視察について、委員の意見 をもとに正副委員長で検討することとした。
第2回	平成25年 2月25日	(1)前回の会議概要について (2)議会の現状、課題等について 議会の現状を把握するため、委員が把握してい る市民の声や委員自身の意見等を確認した。 (3)行政視察について
第3回	平成25年 4月 8日	(1)前回の会議概要について (2)議会のあり方について 現状の議会の問題点、目指す議会の姿等につい て協議した。 (3)行政視察について

第 4 回	平成25年 4月19日	(1)前回の会議概要について (2)議会改革の方向性について 前回の会議で出された問題点等を踏まえ、改革 の方向性について協議した。
	平成25年 5月15日	行政視察に係る勉強会 (1)行政視察の事前調査について 岩手県久慈市への行政視察にあたり、視察先、 視察内容の勉強会を実施した。
	平成25年5月22日~23日	行政視察 岩手県久慈市において、次の事項について行政視察を実施した。 ・議会改革の取組みについて ・震災復興における議会の役割について
第 5 回	平成25年 7月 3日	(1)前回の会議概要について (2)行政視察報告について (3)今後のスケジュールについて 前回までの会議及び行政視察の結果を踏まえ、 今後の進め方等について協議し、講師を招聘し研 修会を実施することを決定した。また、改革の柱 となる大項目について、「議員定数・議員報酬」、 「広報・広聴」、「議会の強化運営」の3点とし その先に「議会基本条例の制定」を位置付けるこ ととした。
第6回	平成25年 7月18日	(1)議会改革に係る研修について 講師を招聘し、研修会を実施した。 ・演題:これからの議会のあり方~地方分権時 代をどう生き抜くか ・講師:中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所次席研究員)
第7回	平成25年8月2日	(1)改革項目及び審議方法について (2)今後のスケジュールについて 改革項目、審議方法、今後の進め方等について 協議した。
第8回	平成25年 8月19日	(1)改革項目及び進め方について 改革項目ごとの審議期間、審議順位等について協議し、審議期間については、3ヵ月ごとに、項目ごとに審議していくこととし、審議順位については、「議会の強化運営」から行うこととした。
第9回	平成25年 10月11日	(1)前回の会議概要について (2)改革項目の整理について 改革項目の抽出、進め方等について協議し、「議会の強化運営」に係る項目について、第5回委員会における提出項目及び議会改革勉強会時のアンケート項目から抽出し、次回の会議において、扱う項目を決定することとした。

第 10 回	平成25年 10月23日	(1)議会の強化運営に係る改革項目について 議会の強化運営に係る項目について、事前に条 委員が順位付け(点数化)した結果をもとに、次 の項目について協議とのあり方 政策提案 タブレット検討 政治倫理に関する条例の制定 正副議長選挙(立候補制の第議の 正副議長選挙(立候補制の導入)、次回会議において、上記項目 から (タブの出 次回会議において、「本会議場、委員会室においては、「本会議場、であることを と合わせ、「議会のエア化」と、発表することとした。
第 11 回	平成25年11月11日	(1)議会の強化運営に係る改革項目について 前回選定した項目について、各委員の発表を基 に協議した。なお、政策提案については、事前に 各委員が提出した意見等の資料配布に留め、次回 に協議することとした。
第 12 回	平成25年 12月19日	(1)前回の会議概要について (2)議会の強化・運営に係る改革項目について 前回の委員会に引き続き、当該項目に関して協 議した。
第 13 回	平成26年 2月19日	(1)議会改革に係る研修会について 講師を招聘し、研修会を実施した。 ・演題:議員間討議について ・講師:中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所次席研究員) (2)政策提案について 研修会終了後、袖ケ浦市における「政策」の概 要等について執行部から説明を受け、質疑を行っ た。 その他、議員間討議について、試行で取り組む ことを提案することとした。
第 14 回	平成26年 3月13日	(1)議員間討議の試行について 前回の会議において提案することが了承され た議員間討議の試行について、今後のスケジュー ル及び実施方法(案)について協議した。
第 15 回	平成26年 4月23日	(1)行政視察について(2)今後のスケジュールについて視察の内容等について確認し、質問事項の取りまとめを行うとともに、今後の日程について確認した。

第 16 回	平成26年 5月 8日	(1)議会改革に係る研修会について 講師を招聘し、研修会(ワークショップ)を実施した。 ・演題:議員間討議について ・講師:中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所次席研究員)
	平成26年 5月14日 ~15日	行政視察 熊本県上益城郡御船町において、次の事項につい て行政視察を実施した。 ・議会報告会について(報告会の見学) ・議会改革の取り組みについて
第 17 回	平成26年 5月23日	(1)行政視察報告について (2)今後のスケジュールについて 行政視察の総括及び今後のスケジュール(議員 定数及び報酬検討スケジュール)を確認した。
第 18 回	平成26年 6月24日	(1)議員定数・議員報酬について 議員定数及び報酬について、議員間討議を行っ た。
第 19 回	平成26年 7月14日	(1)議員定数・議員報酬について 前回の議員間討議による論点整理を基に、議員 定数、議員報酬について協議した。 (2)議員間討議の検証について 6月定例会で試行した議員間討議について検 証し、今後も継続して試行することを議長及び議 会運営委員長に提案することとした。
第 20 回	平成26年 8月 1日	(1)議員定数・議員報酬について 常任委員会の構成人数による定数の考え方、複 数の委員会への所属、面積・人口・財政力指数等 の他市議会との比較検討等について協議した。 また、報酬について、委員会としての考え方を 整理した。
第 21 回	平成26年 8月11日	(1)議会制度に係る改革の取組みについて 委員会及び視察等を通して取り上げてきた改 革項目(定数、報酬以外)の取りまとめについて 協議した。 ・議会報告会及びモニター制度について ・議会のIT化について ・政策提言について ・議員間討議について ・議員の研修制度について ・委員会の強化及び全員協議会のあり方について ・議会基本条例及び政治倫理条例について

第 22 回	平成26年8月21日	(1)委員会報告の内容確認について 委員会報告に掲げる項目内容について協議した。 ・議員定数 ・議員報酬 ・議会報告会 ・議会モニター制度 ・議会のIT化 ・政策提言 ・議員間討議 ・全員協議会のあり方 ・議員研修 ・議会基本条例
第 23 回	平成26年 9月 5日	(1)委員会報告書(案)について

4 委員会としての結論(まとめ)

本委員会は、議員定数、報酬その他議会のするべき改革事項及び議会基本条例についての調査研究を設立の目的として設置された。この目的を達成する手法として、基礎的な部分から積み重ねて、目的へ到達するためのアプローチを続けてきた。

これまで合計 2 3 回にわたり委員会を開催し、委員自身の言葉を大切にしながら言葉を紡ぎ、他市でどのような議会改革を進めているのか理解するための視察の実施や、議会改革を筋道立てて理解するため講師を招いて研修の実施、実際に自分たちで議員間討議を試行する、などの活動の中でまとめた内容について、次のとおり報告するものである。

記

(1) 議員定数、報酬について

議員定数については、厳しい社会情勢等を背景として市民の定数削減への要求が強くなっている一方、地方分権により地方議会の役割は増加する中、二元代表制における議会としての役割においての適正な定数でなければならない。議員定数の検討にあたっては、民意を十分に反映させ審議していくために常任委員会を強化する必要があるという視点から、主に常任委員会及び委員の適正数ともおり、がの時間、である他市の状況から現行の委員会数がの当であり、委員数については、審議可能な必要人数として現のの方向で今後検討していくことが必要である。なお、少数意見として現状維持という意見もあった。また、検討の過程において、複数の常任委員会への所属及び議長の常任委員会への所属について議論

したが、複数の常任委員会への所属は現行の考え方を継続するもの とし、議長の常任委員会への所属は具体的な定数を検討する際に合 わせて検討すべきとした。

議員報酬については、厳しい社会経済情勢を背景として、報酬額の見直しに対する要求が存在する一方で、議員を職務として生活する場合は安易に引き下げるべきではないとする論もある。議員報酬の検討においては、具体的な議会活動、議員活動の内容と日数等をもとに検討するという視点はあったが、詳細な調査には及ばず、方向性を見出すには至らなかったことから、継続して調査研究していくことが必要である。

(2) その他議会のするべき改革事項について

ア 議会報告広聴会

議会報告広聴会については、議会報告会に関する視察を行い、実際の状況を調査した結果、議会活動に関して市民に報告するだけでなく、市民の意見を聴く場としての役割も果たしていることを確認した。この調査結果を踏まえ、議会報告広聴会は、議会に対する市民の理解を深め、開かれた議会とするための方策として有効であり、実施に向けて検討していくことが必要である。

イ 議会モニター制度

議会モニター制度については、市民からの意見を取り入れるとともに、議会活動を市民に知らせる伝達役、議会と市民との調整役としての役割も有する制度であり、開かれた議会を目指すうえで、議会報告広聴会とともに検討していくことが必要である。

議会モニター制度は、市民から意見、要望等を聴取し、議会運営等に 反映させようとする制度であり、モニターに選ばれた市民は、会議の 傍聴と意見書の提出、議会との意見交換などを行う。

ウ 議会のIT化

議会のIT化については、情報の効率的な管理と運用、ペーパー

レス化による経費の削減等を図るために、タブレット端末、説明用スクリーン等の機器の導入について検討していくことが必要である。また、議会の発信力向上を図るためにインターネットを利用した会議のライブ配信の検討等、議会のIT化は継続的に検討していくことが必要である。

工 政策提言

政策提言について、執行部の政策に対して議会として民意を反映させていくために、早期の段階から内容を確認し審議する必要がある。また、議会独自の政策について、常任委員会等からの発議による政策提言も検討していくことが必要である。

オ 議員間討議

議員間討議は議案等に対する理解を深め、審議の充実を図るうえで有効であると考えられるものであり、平成26年6月議会定例会において試行し、検証を行っている。その結果、同年9月議会定例会においても継続して試行することを議長及び議会運営委員長に提案した。今後、試行結果を更に検証し、本実施に移行していくための検討をしていくことが必要である。

カ 全員協議会のあり方

全員協議会については、過去には、執行部の付議案件に対する質疑を行っていたが、時間の制約等から廃止した経緯があり、質疑を行う場合は、過去の経緯や対象案件を所管し審議する常任委員会との兼ね合い等を検討する必要がある。全員協議会のあり方の検討においては、質疑を設けることについては賛否両論があり、改正自治法に基づく法的な位置づけ、会議公開の可否と合わせて検討していくことが必要である。

キ 議員研修

議員研修は、議員の資質向上に関する取組みの一つとして重要な

ものであるが、現状の研修内容は一般的な項目が多いことから、より本市の問題点に即した内容を扱う研修制度を検討していくことが必要である。

(3) 議会基本条例について

議会基本条例については、今後も議会改革を実践していくことにより、運用面などの検証を行いながら、議会倫理条例も含め、条例の制定に向け、継続して調査研究していくことが必要である。

終わりに、今回の委員会活動の中で、委員に等しく認識されていたことのひとつには、「議会の活動が市民に伝わっていない」ことがあったと考える。市政をチェックし、民意を反映する機関としての議会の存在そのものが、市民から問われていることを感じている。

本委員会で議論してきたことは、「議会の機能と存在意義」の問い直しであり、議会の原点を再確認することであった。この議論は地方分権時代の執行機関(市長)と議決機関(議会)の関係を問い直す、「二元代表制の再構築」につながる議論であり、袖ケ浦市議会が市民に開かれた議会となるための一つの方向性を導き出すことができたと認識している。

市民の視点に立ち、市民の代表として市民の意思をどう汲み上げ、 市民と向き合っていくべきか、きめ細かな施策の決定を行っていくた めどうしたらよいのか。議会として、今後も継続して議会改革に取り 組んでいかなくてはならない。